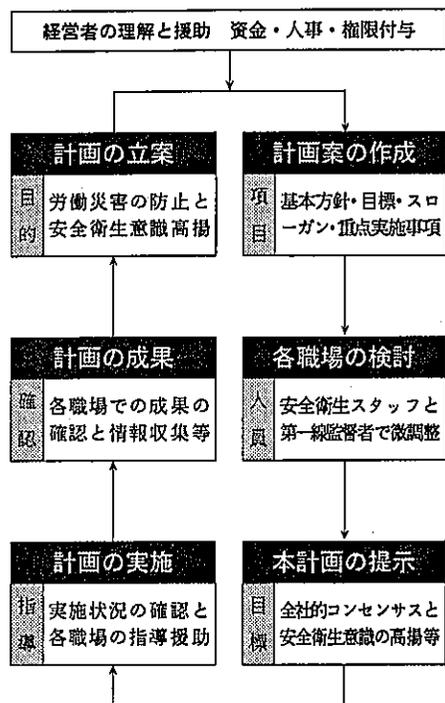


安全衛生計画のサークル



【安全衛生管理体制の確立】
 安全衛生管理体制が十分に機能していない場合には、当然成果は上がらない。安全衛生管理体制は、一定の選任義務がある担当者が法定されているが、それぞれがその権限と義務を果たしているかという問題がある。
 単に法律対策で法定資格を取得させ、選任しているだけでは何の成果も上がらない。いわゆる安全衛生管理体制の確立とは、担当責任者を明確にし、それぞれの職務分掌と権限を明確にし、担当者が責任をもって行使できるような組織を確立させることである。どんな形骸化した組織ではなく、どんな

【安全衛生意識の高揚】
 安全衛生計画を立案し、これを全社的に配布したからといって遂行されるものではない。その計画を実践するのは第一線管理者であり、従業員である。いわゆるトップダウン方式の安全衛生計画は、従業員の成熟度にもよるが、成果を上げることは期待できない。
 安全衛生意識の高揚を図る方法としては、参加意識を持たせることである。そのため、安全衛生計

【経営者の理解と援助】
 冒頭で安全衛生計画は経営者の姿勢が問われると述べたが、安全衛生計画に対する経営者の積極的取り組みがなければ、どんなに安全衛生担当者が努力しても、職場の安全衛生意識が高揚しても、ある程度の成果しか得られない。経営者自身が安全衛生計画の先頭に立って実践することで安全衛生担当者の努力は報われるし、安全衛生意識の高揚という花が咲く。
 具体的には、生産工程での安全配慮、機械設備の改善への援助、安全衛生パトロールへの参加、それぞれの担当者への権限の付与な

【計画性の確保】
 一般に、安全衛生管理を遂行するうえで計画性は重要なポイントとなる。場当たり的で計画性のない安全衛生管理では、同じような災害を繰り返すこととなり、災害を減少させることは難しい。
 というのも、予期できない災害の対策は立てようがないからである。職場で頻繁に発生する災害や発生が予測される災害なら、当然その防止対策も講じやすいし、減少させることも可能である。
 また、安全衛生教育も計画性が求められる。前もって教育対象者やその内容、実施時期を設定しなければ、生産工程の妨げになったり、実施しても参加者の多寡で苦慮することになりかねない。
 計画性のある安全衛生管理を実践することにより、災害を減少させ、従業員の安全衛生意識を高揚させ、安全衛生計画の所期の目的を達成させることが成果を上げる重要なポイントである。

●安全管理の手法と実際

安全衛生計画 (年間)の作り方

災害防止のための安全衛生計画は、とかく掛け声だけで実現されないことが多い。しかしながら、安全衛生管理体制の維持・管理や安全衛生教育の実施については、どうしても安全衛生計画に則って実施されなければならない。現状と掛け離れたものとならないように、生きた現場の声を引き出して計画に盛り込むことが重要。

計画の意義

計画のねらい

さまざまな職場で労働災害が発生し、貴い人命が失われたり、負傷者が出たりすることは、そこで働く人々にとって不幸であるばかりでなく、経営的コストからも大きな損失となることはいくらでもない。
 どんな職場にも、人と機械設備が同時に存在するということは、機械設備が人に接触するような不安全な状態が存在し、人が機械設備の使用を誤る不安全な行為を行う可能性は避けられないのである。
 安全衛生計画は、こうした認識の下に、前もって職場の安全衛生管理の方針を検討し、従業員の安全衛生意識の高揚を図りながら安全衛生対策を推進し、災害発生率の減少と、従業員の安全衛生意識の高揚を図ることがねらいであるといえる。

したがって、安全衛生計画の良否は、職場の安全衛生管理に対する管理者や従業員一人ひとりの日頃の取り組みを問われるばかりではなく、当然、経営者の姿勢も問われることとなる。
成果が要求される
 安全衛生計画を立てながら、安全成績が良くなならない、あるいはかえって悪くなっているような状態では、安全衛生計画を実施する意義がない。
 このような場合には、その理由を徹底的に追及し、その対応策を講じて新たな安全衛生計画としないければならない。つまり、安全衛生計画は、単に計画立案し、それを実践するだけでなく、その成果が要求されるものであるともいえる。以下に、成果が上がらない理

年間計画作成の確認事項（管理的事項）

◆安全衛生管理体制の状況	選任等の義務	担当者氏名（代理者）	選任年月日	
総括安全衛生管理者	選任義務・なし			
安全管理者	選任義務・なし			
衛生管理者	選任義務・なし			
安全衛生推進者（衛生推進者）	選任義務・なし			
産業医	選任義務・なし			
作業主任者	選任義務・なし			
元方安全衛生管理者	選任義務・なし			
店社安全衛生管理者	選任義務・なし			
安全衛生責任者	選任義務・なし			
救護の技術的事項の管理者	選任義務・なし			
◆安全衛生委員会の活動状況	設置義務・なし	開催回数（回/月）	議事録（有無）	
◆安全衛生教育の実施状況	該当者	該当者数	実施日	実施場所・その他
新規参入者教育	該当・なし			
配置転換者教育	該当・なし			
職長教育	該当・なし			
免許・技能講習	該当・なし			
特別教育	該当・なし			
能力向上教育	該当・なし			
危険有害業務従事者教育	該当・なし			
管理者教育	該当・なし			
◆健康診断の実施状況	該当者	該当者数	実施日	実施場所・その他
雇入れ時健康診断	該当・なし			
一般定期健康診断	未受診者			
特殊健康診断	該当・なし			
海外派遣労働者の健康診断	該当・なし			
特定業務従事者健康診断	該当・なし			
給食従業員の検便	該当・なし			
歯科医師による健康診断	該当・なし			
異常所見者への事後措置	該当・なし			
◆作業環境測定の実施状況	該当・なし	該当箇所	回数・実施日	評価
作業環境測定士				

計画の作り方

経営者の理解と援助等が不可欠

【計画の期間】

安全衛生計画は、まず、期間の設定から始まる。例えば五年計画でも、三年計画でも、また、六ヶ月計画、三ヶ月計画、月間計画、週間計画など、その目的や目標によっていろいろな期間の設定が考えられる。

当然、長期的視野に立って計画を推進すべきものもあるし、緊急課題ですぐ実施しなければならぬものもある。しかし、ここではそうした安全衛生計画ではなく、安全衛生計画の基本となる年間計画について述べることにする。

【年間計画】

年間計画は一年を単位とし、その年の安全衛生目標や課題をはじめ、安全衛生管理体制の維持・充

実、安全衛生教育の実施、健康診断の実施と事後措置、作業環境の測定と評価、作業方法の改善や作業標準の作成、機械・設備の整備や改善など、あらゆる面での検討を行い、これらについての目標や日程を設定するものである。

年間計画の一年は、どの一年でもよいが、人事面や経費面などを考慮したとき、会社の決算年度と同じ期間とするのが一般的である。また、行政機関や関係団体の行う行事への参加を視野に入れた日程を設定するため、四月を開始時期とし翌年三月を終了時期としているものが多い。

【年間計画の立案】

年間計画の成果が得られるものとするためには、前述したように、①安全衛生管理体制の確立、②安

全衛生意識の高揚、③経営者の理解と援助、④計画性の確保などの全社的コンセンサスが不可欠である。

年間計画の立案は、安全衛生担当スタッフが行うのは当然であるが、独善的になったのではその成果は期待できない。全社的コンセンサスがあってはじめて年間計画は実践されるのである。

したがって、年間計画の立案担当者は、経営トップから末端従業員にまで納得できる年間計画を立てなければならぬ。全社的なコンセンサスを形成するためには、現場の意見を十分に取り入れ、従業員一人一人に参加意識を持たせることである。独善的になって、だれもがソッポを向くような年間計画では、何ひとつ実践されない。こうなっては致命的である。

【年間計画の項目】

年間計画に盛り込むべき項目は、
 ① 基本方針
 ② 年間目標
 ③ スローガン
 ④ 重点実施事項
 の四点であるが、前述したようにそれらを決定するに当たって、全社的コンセンサスが反映されてい

るか否かが大きなポイントとなる。

① 基本方針の決定
 安全衛生対策や労働災害の防止に関して会社がどのように取り組むのか、という決意表明が基本方針といえる。この決意表明には、当然、経営者の意思が反映されたものでなければ全社的コンセンサスは得られず、一丸となって取り組むことはできない。

また、基本方針は、年間計画の期間中に変更されるようなものであってはならず、確固たるものである必要がある。しかし、反対にあまりに理想を高く掲げすぎたため、ハードルが高すぎるのも考えものである。

② 年間目標の設定
 年間目標の設定は、現状と比較して実現可能な目標を設定し、災害ゼロに近づける、あるいは無災害をできるだけ長期間維持するという方向で、具体的に設定しなければならぬ。

また、各職場によって現状が異なることから、全体の年間目標を設定するとともに、職場ごとの年間目標を設定する必要がある。その場合は、できるだけ具体的な数値を示し、その数値に近づけるような努力を促すべきであろう。

健康診断

健康診断名
一般健康診断 有機溶剤等健康診断 鉛健康診断 四アルキル鉛健康診断 特定化学物質等健康診断 高気圧業務等健康診断 電離放射線健康診断 じん肺健康診断

作業環境測定

測定を行う場所
1. 土砂・岩石・鉱物・金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場 2. 暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場 3. 著しい騒音を発する屋内作業 4. 坑内作業場所 5. 中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の部屋で事務所の用に供されるもの 6. 放射線業務を行う作業場 7. 第一類および第二類の特定化学物質を製造しまたは取り扱う屋内作業場 8. 鉛業務を行う屋内作業場 9. 酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場所 10. 有機溶剤を製造しまたは取り扱う作業

作業環境改善

レイアウト変更 新規物質等の導入など	随時必要の都度作業環境の測定を実施
-----------------------	-------------------



安全衛生教育・研修及び講習名

安全衛生教育・研修及び講習名	実施期間
雇入れ時教育	雇入れ時
作業変更時教育	随時
職長教育・職長補習教育	年2回位
各種特別教育	指定日
各種技能講習	指定日
各種安全衛生資格取得準備講習会	指定日
各種作業指揮者安全講習会	指定日
職種別資格取得講習会	指定日
初級・中級・上級安全衛生教育	指定期間
職能実技訓練研修	指定期間
KYT 1日研修及びフォローアップ研修	年7-8回
KYトレーニング研修	年4-5回
KYTプログラム研修	年2回
交通KYトレーニング研修	年3回
交通災害防止管理者講習会	年1回
安全運転指導員講習会	年1回
安全運転認定者実技訓練	年2回
交通安全講習会	年2回
運転適性検査	年2回
防災訓練・防火訓練・防火講習会	年2回
...	...

安全衛生会議と特別安全巡視

項目	実施時期
安全衛生委員会 " 改善推進専門委員会 " 交通災害防止専門委員会 " 腰痛対策推進専門委員会 " 健康増進専門委員会 " 安全教育研修専門委員会 " 防災対策専門委員会 職場改善推進委員会 安全衛生協議会 安全衛生連絡会 事故例検討会 ヒヤリハット検討会 ...	毎月1回以上 指定日 指定日 指定日 指定日 指定日 指定日 毎月1回以上 毎月1回以上 毎月1回以上 随時 毎月1回以上
特別安全巡視 幹部安全衛生パトロール・懇談会 協力業者合同パトロール 安全衛生委員会パトロール 安全衛生協議会パトロール 安全衛生連絡会パトロール 特別改善パトロール ...	指定日 指定日 指定日 指定日 指定日 指定日

その他安全衛生活動

活動項目	実施期間
4S・5S運動	年間
ヒヤリ・ハット活動	年間
思いやり親切運動	年間
提案推進活動	年間
...	...

事業場の健康診断

健康診断の区分	実施期間
定期健康診断（1年）	4月（10月）
雇入れ時健康診断	4月または随時
配置時健康診断	配置時
生活習慣病検診	指定日
6カ月健康診断	指定日
有害業務の健康診断	指定日
産業医巡回診断・健康相談	指定日
...	...